

河長監第56-6号

平成29年3月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

議会事務局

第2 監査対象期間

平成27年度及び平成28年度（監査実施時まで）

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 平成28年11月28日（月）から平成29年3月28日（火）まで

(2) 委員監査 平成29年3月28日（火）

第4 監査場所

監査執務室、監査対象部局執務室及び監査対象部局所管施設

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査事務処理規程」に基づく一般監査手続きとその他監査委員が必要と認める監査手続きを実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次のとおり意見を付します。

意見

< 議会総務課 >

政務活動費について

政務活動費に係る支出は、形式上、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、事務用品等の明細が不明瞭なものや領収書のあて名、日付け等の記載がないものが、一部見受けられました。

政務活動費については、市議会において、平成28年4月に「河内長野市議会政務活動費運用マニュアル」を制定し、一定の用途基準を明確にしたものと見受けられます。一方、政務活動費が適正か否かが争われた場合には、議員自らが、政務活動費として適正な支出であることを証明しなければなりません。

政務活動費は、兵庫県議会での政務活動費の不適正使用事件が発覚して以来、市民の関心が集まっているものであり、その説明責任を認識の上、より透明な執行に努めていただくようお願いします。